

定 款

クリナップ株式会社

制定	昭和29年 9月10日	定 款	No.	A-0a
実施	昭和29年10月 5日		頁	
改 正 履 歴				
改正日	実施日	改 正 事 項		
S29. 9. 10	S29. 10. 5	会社設立		
S34. 10. 29	S34. 10. 29	臨時株主総会		
S36. 5. 31	S36. 5. 31	臨時株主総会		
S42. 8. 25	S42. 8. 25	第13回定時株主総会		
S44. 8. 25	S44. 8. 25	第15回定時株主総会		
S46. 8. 25	S46. 8. 25	第17回定時株主総会		
S47. 8. 29	S47. 8. 29	第18回定時株主総会		
S49. 2. 21	S49. 2. 21	第20回定時株主総会		
S50. 2. 26	S50. 2. 26	第21回定時株主総会		
S51. 3. 9	S51. 3. 9	第22回定時株主総会		
S53. 3. 24	S53. 3. 24	第24回定時株主総会		
S57. 9. 22	S57. 10. 1	臨時株主総会		
S58. 2. 8	S58. 4. 1	臨時株主総会		
S58. 3. 26	S58. 4. 1	第29回定時株主総会		
S59. 6. 29	S59. 8. 1	第31回定時株主総会		
	S59. 10. 5			
S61. 6. 27	S61. 6. 27	第33回定時株主総会		
S62. 6. 29	S62. 6. 29	第34回定時株主総会 事業目的ならびに役付取締役の追加		
S63. 6. 24	S63. 7. 1	第35回定時株主総会 公告の方法の変更ならびに中間配当制度、転換社債の転換と配当金に関する規定の新設及び配当金の除斥期間に関する規定の一部追加		
H 3. 6. 27	H 3. 6. 27	第38回定時株主総会 「商法等の一部を改正する法律」、「株券等の保管及び振替に関する法律」の施行に伴う所要の変更		
H 6. 6. 29	H 6. 6. 29	第41回定時株主総会 「商法等の一部を改正する法律」の施行及び株主名簿閉鎖制度の廃止と基準日制度の一本化による所要の変更		
H10. 6. 26	H10. 6. 26	第45回定時株主総会 事業目的の追加及び「取締役会決議による自己株式の消却」の新設		
H14. 6. 27	H14. 6. 27	第49回定時株主総会 「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）及び「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行に伴う所要の変更		
H15. 6. 27	H15. 6. 27	第50回定時株主総会 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）及び「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）の施行ならびに補欠監査役制度の創設（法務省民商第1079号）に伴う所要の変更		
H16. 6. 24	H16. 6. 24	第51回定時株主総会 事業目的の追加ならびに「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号）の施行、1単元の株式の数の変更に伴う所要の変更		
H17. 6. 28	H17. 6. 28	第52回定時株主総会 事業目的の追加		

制定	昭和29年 9月10日	定 款	No.	A-0a
実施	昭和29年10月 5日		頁	
改 正 履 歴				
改 正 日	実 施 日	改 正 事 項		
H18. 6. 28	H18. 6. 28	第53回定時株主総会	「会社法」(平成17年法律第86号)の施行に伴う所要の変更	
H19. 6. 27	H19. 6. 27	第54回定時株主総会	事業目的の追加	
H20. 6. 25	H20. 6. 25	第55回定時株主総会	事業目的の追加	
H21. 6. 25	H21. 6. 25	第56回定時株主総会	株式振替制度への対応による変更 電子公告制度の導入 買増制度の導入	
H23. 6. 28	H23. 6. 28	第58回定時株主総会	事業目的の整理 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供制度の導入 取締役会の決議の省略の導入 文言の統一等、所要の変更	
H27. 6. 25	H27. 6. 25	第62回定時株主総会	取締役、監査役、会計監査人の責任に関する規定新設 文言の整理	
H29. 6. 28	H29. 6. 28	第64回定時株主総会	株主総会、取締役会の招集権者の変更	
2021. 6. 25	2021. 6. 25	第68回定時株主総会	事業目的の追加	
2022. 6. 28	2022. 6. 28	第69回定時株主総会	「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定に伴う所要の変更(株主総会資料の電子提供制度導入)	

制定	昭和29年 9月10日	定 款	No.	A-0 a
実施	昭和29年10月 5日			
改正	2022年 6月28日		頁	
実施	2022年 6月28日			

目 次

1.	総 則 .....	1
2.	株 式 .....	1
3.	株主総会 .....	2
4.	取締役および取締役会 .....	3
5.	監査役および監査役会 .....	4
6.	会計監査人 .....	5
7.	計 算 .....	6

制定	昭和29年 9月10日	定 款	No.	A-0a
実施	昭和29年10月 5日		頁	1
改正	2022年 6月28日			
実施	2022年 6月28日			

## 第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、クリナップ株式会社と称し、英文ではCleanup Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 厨房機器、浴槽機器および洗面機器等の住宅設備機器の製造販売
2. 建築材料、鋼構造物および金属製機械器具の製造販売
3. 住宅の増改築および改修
4. 医療機器類の販売
5. 前各号に付帯する工事の設計、施工、請負および監理
6. 前各号に関連する清掃、保守、点検、修理およびコンサルティング
7. 不動産の売買、賃貸、管理および土地造成
8. 一般貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および倉庫業
9. 労働者派遣事業および有料職業紹介業
10. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する事業
11. 介護保険法による指定居宅介護支援事業および居宅サービス事業、居宅介護福祉用具の販売ならびに居宅介護住宅改修事業
12. 有料老人ホームの経営
13. 食料品の製造および販売、酒類、飲料、事務用機器、事務用品、日用品雑貨の販売
14. 書籍の出版および販売
15. 情報システムの企画、開発、管理運営およびコンサルティングならびにソフトウェアの企画、開発および販売
16. 旅行代理店業
17. マッサージ業および鍼灸院の経営
18. 宿泊施設の経営
19. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都荒川区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、13,000万株とする。

制定	昭和29年 9月10日	定 款	No.	A-0a
実施	昭和29年10月 5日			
改正	2022年 6月28日		頁	2
実施	2022年 6月28日			

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

制定	昭和29年 9月10日	定 款	No.	A-0a
実施	昭和29年10月 5日			
改正	2022年 6月28日		頁	3
実施	2022年 6月28日			

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しない。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役等)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
3. 取締役会は、その決議によって相談役若干名を定めることができる。

制定	昭和29年 9月10日	定 款	No.	A-0a
実施	昭和29年10月 5日			
改正	2022年 6月28日		頁	4
実施	2022年 6月28日			

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。ただし、当該取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。

2. 前項の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第27条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。



制定	昭和29年 9月10日	定 款	No.	A-0a
実施	昭和29年10月 5日			
改正	2022年 6月28日		頁	5
実施	2022年 6月28日			

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

制定	昭和29年 9月10日	定 款	No.	A-0 a
実施	昭和29年10月 5日			
改正	2022年 6月28日		頁	6
実施	2022年 6月28日			

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第40条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第42条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第44条 当社は、期末配当金および中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、その支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。